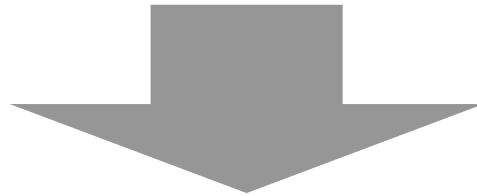


【第3回洲本市子ども・子育て会議】

教育・保育の提供区域の設定について

1 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとしている。



○「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、
「教育・保育提供区域」(以下、「区域」)を設定

○「量の見込み」を把握するためニーズ調査を実施
(平成 25 年 11 月中旬～12 月初旬にかけて実施)

2 教育・保育提供区域と事業計画について

「量の見込み」と「確保の内容」を区域ごとに設定し、事業計画に記載。

⌘ 平成 27 年度から5年間の、児童の認定区分*ごとの「教育・保育」の「量の見込み」(需要)に対しての「確保の内容」を記載。

(→いつ、どの施設または事業で、どのくらいの提供を行うか)

⌘ 「地域子ども・子育て支援事業」についても同様に、各事業の計画を記載。

※認定区分

新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付を受けるためには、その子どもの保育の必要性について、国の定める基準に基づいた洲本市の認定を受ける必要がある。

1号認定子ども: 満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども(従来幼稚園に通っている方を想定)

2号認定子ども: 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

3号認定子ども: 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

保育を必要とする子ども
(従来保育所(園)に通っている方を想定)

2-1 事業計画イメージについて

【記載する項目のイメージ】

A 区域	×	教育・保育施設	×	量の見込み(必要利用定員総数)
B 区域		地域型保育事業		提供体制の確保の内容
…区域		地域・子ども子育て支援事業		実施時期

【記載する内容のイメージ】

A 区域			1年目			2年目			…
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	…
教育・保育事業必要量の見込み			300人	200人	400人	300人	250人	350人	
確保の内容	施設型 保育事業	(認定こども園)	—	—	—	—	—	—	⇒計画期間の5年間について、同様に量の見込みと確保内容を検討
		幼稚園	300人		—	300人		—	
		保育所		150人	300人		250人	315人	
	地域型 保育事業	小規模保育			10人			20人	
		家庭的保育			0人			5人	
		居宅訪問型保育			5人			5人	
	事業所内保育			5人			5人		
【量の確保】-【量の見込み】			0人	▲50人	▲80人	0人	0人	0人	…

1

子どもを各認定区分に振り分けて、それぞれの区分の「量の見込み」を算出する

2

○計画期間の5年間について年度ごとに「量の見込み」と確保の内容を示す
○「量の見込み」については、ニーズ調査をベースに算出

3

量の確保状況と量の見込みとの乖離を把握し、次年度以降の量の確保につなげる

※設定した区域ごとに、認定区分に応じた各年度の教育・保育事業必要量の見込みと確保内容を明記する必要がある。

3 区域設定のポイント

(1) 国では基本指針において、市町村が区域設定する際のポイントを提示

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案する。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

(子ども・子育て支援法に基づく基本指針案 参照)

(2) 区域設定の種類

種 類	区 数
市域	1区域
旧町地区	2区域
中学校区	5区域
町内会	22区域 (※前回提示の行政区 108 を町内会でまとめたもの)
行政区	108区域 (※町名単位での区域)

(3) 区域設定と効果の関係

区域数	効果
少ない (全市)	<p>区域の範囲設定が広がる</p> <p>⇒需給調整の発生する機会が少なく、事業計画における需要量見込みの推計が行いやすい。</p> <p>⇒勤務地等の都合で居住エリア以外の教育・保育施設、子育て支援事業を希望するニーズを吸収できる。市民の移動実態を踏まえた整備が可能となる。</p> <p>⇒利用者にとって入所(園)可能な施設・事業が自宅近くにはない場合がある。</p>
多い (小学校区等)	<p>区域の範囲設定が狭くなる</p> <p>⇒利用者にとって入所(園)可能な施設・事業が自宅近くにある可能性が高くなる。</p> <p>⇒区域内に施設・事業がないなど、当該区域の教育・保育の確保に対応を要する。当該区域及び周辺区域の需要見込みが困難となる。</p>

(4) 各事業の区域設定について

事業等名	区域設定にあたっての視点
妊婦健診	希望する医療機関にて受診するものであり、細かな区域を設定することにはなじまない。よって市域が望ましい。
乳幼児全戸家庭訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	市より担当職員が対象者の居宅に訪問する事業であり、また全市的に取り組んでいるものであるため、区域を分けて設定することにはなじまない。よって市域が望ましい。
養育支援訪問事業	市より担当職員が対象者の居宅に訪問する事業であり、また全市的に取り組んでいるものであるため、区域を分けて設定することにはなじまない。よって市域が望ましい。
幼児教育・保育 (幼稚園、保育所(園)、地域型保育事業 等)	<p>正確な需要の把握と、それに対応した的確な供給ができる範囲を考慮する必要がある。</p> <p>旧町地区あるいは市域での設定が考えられるが、現在の利用状況を勘案すると、居住地区外の施設を利用している実態が把握できる。需要動向の把握や、施設整備を円滑に進めること、柔軟な事業展開を考慮に入れることが必要であり、市域が望ましい。</p>
延長保育事業	保育所等の開所時間の前後の時間において、保育を行う事業であり、幼児教育・保育と一体となる事業であるため、幼児教育・保育の区域と同じに設定。

地域子育て支援拠点事業	現在未実施の事業ではあるが、類似の事業として、旧町地区に子育て学習センターがある。施設に地域性は加味されるので、全市的な取り組みとして考慮する。
一時預かり事業	広域的な利用が想定され、細かな区域設定はなじまない。よって市域が望ましい。
病児・病後児保育事業	現在未実施の事業であり、実施の場合、広域的な利用が想定される。よって市域が望ましい。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	現在未実施の事業であり、事業が「保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について保護を行う」という性質上、細かな区域設定にはなじまない。よって市域が望ましい。
ファミリーサポートセンター事業	現在未実施の事業であり、実施の場合、広域的な利用が想定される。よって市域が望ましい。
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	小学校以外の施設によるものであり、現在の利用状況を勘案していく。今後の施設整備、柔軟な事業展開を考慮することが必要であることから、市域が望ましい。
利用者支援事業(新規事業)	情報提供や相談等の役割を事業として独立させたものであり、全市的な取り組みとすることが望ましい。

<p>実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規事業)</p>	<p>新たに創設された事業であるが、世帯の所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等の助成を行う事業であり、区域設定にはなじまない。よって市域が望ましい。</p>
<p>多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規事業)</p>	<p>新規事業者の参入促進に関する事業であり、本市において事業実施の必要性の有無を検討する必要があるが、事業の性質上、全市的な取り組みとなる。</p>

(5) 区域設定案

分類	施設・事業名		区域設定案
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園・保育所(園)・認定こども園	全市域
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦健診 ○乳児家庭全戸訪問事業 ○養育支援訪問事業 ○子育て短期支援事業 ○ファミリーサポートセンター事業 ○一時預かり事業 ○延長保育事業 ○病児・病後児保育事業 ○地域子育て支援拠点事業 ○放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) ○利用者支援事業 ○実費徴収に係る補足給付を行う事業 ○多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 		